

平成29年第四回都議会定例会

# 文 書 質 問 趣 意 書

提出者 尾 崎 あや子

リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。



古紙パルプ配合率70%再生紙を使用しています  
石油系溶剤を含まないインキを使用しています

## 質 問 事 項

- 一 土砂災害警戒区域等について

## 一 土砂災害警戒区域等について

東京都は、土砂災害から都民の命を守るために、土砂災害防止法に基づく基礎調査を行い、警戒区域の指定を行っています。

私の活動地域である東村山市内の5ヵ所が、2017年度（平成29年度）までに土砂災害警戒区域を指定される見込みとなりました。10月末には住民説明会も開催されましたが、住民の方々からは「土砂災害警戒区域に指定されたらどうなるのか。対策は自己責任なのか」「雨や台風のたびに不安になる」などの声も寄せられています。

東村山市内では、2016年8月の台風9号の影響で西武多摩湖線ののり面が崩壊したことは市民の記憶に鮮明に残っています。

被害が起きないように災害対策を行うことは大変重要です。

小池都知事は、第4回定例会「所信表明」で「自然災害の脅威から都民の生命と財産をしっかりと守っていく」と述べました。

都民の命と暮らしを守るための対策を求めて、いくつか質問します。

- 1 現在、土砂災害警戒区域指定等になっているのは、都内でいくつありますか。
- 2 2019年度（平成31年度）までに警戒区域等を指定する計画になっているのは、都内でいくつありますか。
- 3 土砂災害警戒区域等の指定の状況については、都が定期的に後追い調査が必要だと思いますが、いかがですか。
- 4 土砂災害警戒区域等指定などに対するハード・ソフトそれぞれの災害防止対策について、都や国の住民への取組はありますか。その内容について、ご説明下さい。
- 5 国の「住宅・建築物安全ストック形成事業」で土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーン区域内にある住宅などの外壁の強化や防護壁の設

置に補助するメニューをつくり、都内でも北区と世田谷区でこの補助を活用する制度を立ち上げました。しかし、この事業は、補助金を国と自治体で折半するしくみであるため、対象となる地域が多い多摩地域の自治体は立ち上げにくいのが実情です。区市町村の意見もよく聞き、区市町村の負担を軽減するため、国の事業に都も上乗せ補助を行うべきですが、いかがですか。

- 6 土砂災害を防止するための擁壁などの建設費の負担が重くのしかかります。先日、お話しを聞いたお宅では擁壁に1000万円以上かかったということでした。都独自の支援策が必要だと思います。

鳥取県では、県が先行してレッドゾーン区域内で構造強化を行う住宅の建替えおよび新增改築に対し、市町村と連携した補助を2009年に創設し県と市町で国の「住宅・建築物安全ストック形成事業」を上回る助成金が受けられるようにしています。

都として区市町村と協力してレッドゾーン区域内にある住宅の安全性への支援を検討すべきですが、いかがですか。

- 7 都が土砂災害警戒区域等の住民の不安を解消するために、都として警戒区域について説明する窓口は在りますか。また、都として都民の様々な疑問や要望にこたえる「相談窓口」を設置すべきですが、いかがですか。

- 8 土砂災害警戒区域等の安全点検を都はどのように行っていますか。都としての安全対策として崩壊センサー（地すべり計）と雨量計などの設置を行うよう求めますが、いかがですか。

- 9 土砂災害警戒区域等へのハード対策として、都は避難所や要配慮者施設などの重要度や災害発生の危険度を考慮した評価フローをとりまとめ、土砂災害警戒区域等ごとに評価を実施しているとのこと。その結果、

対策が必要な箇所は現在、どれくらいありましたか。対策が求められる箇所について、今後どのような対策を進める予定ですか。

- 10 都は、台風や集中豪雨の際にがけ崩れなどが起こるおそれがある地域のなかで、条件を満たす地域について、急傾斜地崩壊対策事業を行っています。事業を行うためには急傾斜地崩壊危険区域に指定されることが求められますが、その条件について教えてください。地権者などからの要望にもとづき、急傾斜地崩壊危険区域を新たに指定し、事業を実施することは可能ですか。

平成29年第四回都議会定例会

尾崎あや子議員の文書質問に対する答弁書

## 質 問 事 項

### 一 土砂災害警戒区域等について

- 1 現在、土砂災害警戒区域指定等になっているのは、都内でいくつあるか伺う。

## 回 答

平成30年1月末時点において、土砂災害警戒区域は、11,503か所、そのうち特別警戒区域として、8,800か所を指定しています。

## 質 問 事 項

- 一の2 2019年度（平成31年度）までに警戒区域等を指定する計画になっているのは、都内でいくつあるか伺う。

## 回 答

都内には、土石流や崖崩れなど、土砂災害のおそれのある箇所が、合わせて約15,000か所あると想定しています。

## 質 問 事 項

- 一の3 土砂災害警戒区域等の指定の状況については、都が定期的に後追い調査が必要だと思うが、見解を伺う。

## 回 答

都は、土砂災害防止法に基づき、おおむね5年ごとに基礎調査を行うこ

ととしています。

## 質 問 事 項

一の4 土砂災害警戒区域等指定などに対するハード・ソフトそれぞれの災害防止対策について、都や国の住民への取組はあるか。その内容について伺う。

## 回 答

都は、土砂災害警戒区域等における住民の避難に資する対策として、土砂災害警戒区域等のデータを区市町村に提供し、ハザードマップの作成を支援する等、警戒避難体制の整備を促進しています。

また、土砂災害特別警戒区域内における建物所有者等からの確認申請に対して、一般の基準より強化された構造基準に基づき審査しています。

国においては、同区域内の既存建築物の所有者が行う改修等に対して、必要な費用を補助する仕組みがあります。

## 質 問 事 項

一の5 国の「住宅・建築物安全ストック形成事業」は、補助金を国と自治体で折半するしくみであるため、対象となる地域が多い多摩地域の自治体は立ち上げにくいのが実情である。区市町村の負担を軽減するため、国の事業に都も上乘せ補助を行うべきであるが、見解を伺う。

## 回 答



都は、国費を有効に活用して土砂災害特別警戒区域内の既存不適格建築物の改修等が進むよう、引き続き、区市町村に対して、情報提供等の支援を行っていきます。

## 質 問 事 項

一の6 鳥取県では、レッドゾーン区域内で構造強化を行う住宅の建替えおよび新增改築に対し、市町村と連携した補助を創設し、県と市町で国の事業を上回る助成金が受けられる。都として、区市町村と協力してレッドゾーン区域内にある住宅の安全性への支援を検討すべきであるが、見解を伺う。

## 回 答

鳥取県の補助制度は、土砂災害特別警戒区域内に居住する方の定住を支援することを目的としています。

都は、国費を有効に活用して土砂災害特別警戒区域内の既存不適格建築物の改修等が進むよう、引き続き、区市町村に対して、情報提供等の支援を行っていきます。

## 質 問 事 項

一の7 土砂災害警戒区域等の住民の不安を解消するために、都として警戒区域について説明する窓口は在るか。また、都として都民の様々な疑問や要望にこたえる「相談窓口」を設置すべきであるが、見解を伺う。

## 回 答

土砂災害警戒区域等の指定に関する住民等からの疑問等については、区域指定を担当する建設局河川部内に「川の相談コーナー」を常設し、対応しています。

## 質 問 事 項

一の 8 土砂災害警戒区域等の安全点検を都はどのように行っているか。都としての安全対策として崩壊センサー（地すべり計）と雨量計などの設置を行うよう求めるが、見解を伺う。

## 回 答

土砂災害警戒区域等の指定は、土砂災害のおそれのある箇所を周知し、警戒避難体制の整備を促進することを目的としています。

降雨により土砂災害の危険性が高まったときにおける、区市町村長の避難情報の発令等の参考となるよう、都は、気象庁と共同で土砂災害警戒情報を発表しています。

土砂災害警戒区域等において、都は、安全点検や雨量計等の設置を行っていません。

なお、都は、全ての土砂災害警戒区域等において、おおむね5年ごとに基礎調査を行うこととしています。

## 質 問 事 項

一の 9 土砂災害警戒区域等へのハード対策として、都は避難所や要配慮

者施設などの重要度や災害発生の危険度を考慮した評価フローをとりまとめ、土砂災害警戒区域等ごとに評価を実施しているとのことであるが、その結果、対策が必要な箇所は現在、どれくらいあったか。対策が求められる箇所について、今後どのような対策を進める予定か伺う。

## 回 答

現在、土石流のおそれのある約1,500か所の警戒区域等について、避難所や24時間滞在型の要配慮者利用施設の有無、災害発生の危険度などに応じて分類し、このうち特に緊急性が高いと評価された、奥多摩町小丹波地区内の2か所で、今年度、基本計画の策定に着手しています。

## 質 問 事 項

一の10 台風や集中豪雨の際にがけ崩れなどが起こるおそれがある地域のなかで、都が急傾斜地崩壊対策事業を行うためには、急傾斜地崩壊危険区域に指定されることが求められるが、その条件について伺う。地権者などからの要望にもとづき、急傾斜地崩壊危険区域を新たに指定し、事業を実施することは可能か伺う。

## 回 答

急傾斜地崩壊危険区域は、傾斜度が30度以上の急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者等に危害が生じるおそれのある区域等について、指定できることになっています。

急傾斜地については、所有者、管理者等が対策を実施することを基本としており、都は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、

土砂災害のおそれのある自然斜面において、所有者等による対策が困難な場合に、区市町村の要望を受け、急傾斜地崩壊対策事業を実施しています。